

第 67 号議案

豊後大野市国民健康保険条例の一部改正について

豊後大野市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 6 月 12 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の一部改正に伴い、条例改正の必要がある
ので、この案を提出するものである。

豊後大野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

豊後大野市国民健康保険条例（平成 17 年豊後大野市条例第 157 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「第 72 条の 4」を「第 72 条の 5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。